

福岡市再生水利用下水道事業に関する条例施行規則

(平成 15 年 11 月 13 日)(規則第 117 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市再生水利用下水道事業に関する条例(平成 15 年福岡市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(再生水の供給区域等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項ただし書の場合において、福岡市節水推進条例(平成 15 年福岡市条例第 39 号)第 9 条第 1 項の雑用水道設置促進区域以外の区域における再生水管の布設に要する費用は、当該区域外において再生水の供給を受ける者の負担とする。

2 条例第 3 条第 2 項第 3 号の規則で定める施設は、居住の用に供する施設以外の施設で市長が認めるものとする。

(再生水の用途)

第 4 条 条例第 4 条の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

(1) 道路の清掃

(2) 工事の施工その他一時の用途

(再生水の水質及び水圧)

第 5 条 再生水の水質の基準は、次のとおりとする。

項 目	基 準 値
外観	不快でないこと。
臭気	不快でないこと。
水素イオン濃度	指数 5.8 から 8.6 まで
大腸菌	検出されないこと。
残留塩素	保持されていること。

2 再生水の水圧の基準は、基準値 0.147 メガパスカル以上とする。

(再生水の利用申請)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の申請は、再生水利用申請書(様式第 1 号)の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて、工事に着手する日の 30 日前までに行わなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 給排水設備の系統図及び機器仕様書(配管材質仕様書含む。)

(3) 給排水設備の各階平面図

(4) その他市長が必要と認める図書

2 条例第 5 条第 1 項の承認を受けた者(以下「利用決定者」という。)が、その地位を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ利用決定者変更申請書(様式第 2 号)に市長が指定する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 利用決定者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ再生水利用申請書の正本及び副本に変更したことを証明する図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 再生水の利用水量及び用途
- (2) メーター口径
- (3) 受水方式
- (4) その他市長が必要と認める事項
(再生水の利用承認)

第7条 条例第6条第1項並びに前条第2項及び第3項の承認は、再生水利用承認通知書(様式第3号)を交付して行うものとする。

(工事の着手)

第8条 条例第7条第1項の規定による届出は、工事着手・再着手届(様式第4号)により行わなければならない。

(完了検査)

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、工事完了・部分完了届(様式第5号)に工事箇所の写真を添えて行わなければならない。

2 条例第10条第2項の検査済証の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(中間検査)

第10条 利用決定者は、広域雑用水道の工事の完了前に、当該建築物等の部分を仮使用する必要がある場合で、当該部分に係る広域雑用水道の部分の工事が完了したときは、工事完了・部分完了届を市長に提出して、中間検査の実施を求めることができる。

2 市長は、中間検査を実施した結果、広域雑用水道の部分が条例第6条第1項の技術基準(第4項において単に「技術基準」という。)に適合していると認めるときは、当該利用決定者に対し検査済証を交付するものとする。

3 市長は、前項の検査済証の交付を受けた広域雑用水道の工事について完了検査(条例第10条第1項の検査をいう。この項において同じ。)を実施するときは、当該検査済証に係る広域雑用水道の部分については、完了検査を実施しないものとする。

4 市長は、中間検査の結果、当該広域雑用水道が技術基準に適合していないと認めるときは、当該利用決定者に対しその旨を通知するとともに、必要な指導をし、又はこれを是正するために条例第10条第3項の規定による命令を行うものとする。

5 利用決定者が福岡市節水推進条例施行規則(平成15年福岡市規則第114号)第13条第2項の雑用水道中間検査済証(次項において単に「雑用水道中間検査済証」という。)の交付を受けた場合は、前各項の規定は、適用しない。

6 第2項の検査済証又は雑用水道検査済証の交付を受けた利用決定者は、当該広域雑用水道の工事に再着手しようとするときは、工事着手・再着手届により市長にその旨を届け出なければならない。

(利用の開始)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、再生水利用開始届(様式第 7 号)により行わなければならない。

2 市長は、条例第 11 条第 3 項ただし書の規定により再生水を供給しないときは、再生水を供給しない旨の通知書(様式第 8 号)により、その旨を利用決定者に通知するものとする。

3 条例第 11 条第 4 項の規定による届出は、再生水需用者変更届(様式第 9 号)により行わなければならない。

(管理責任者の選定)

第 12 条 条例第 12 条の規定による届出は、再生水管理責任者等選定・変更届(様式第 10 号)により行わなければならない。

(利用の休止、廃止及び再開)

第 13 条 条例第 14 条の規定による届出は、再生水利用休止・廃止・再開届(様式第 11 号)により行わなければならない。

2 再生水の利用廃止の届出をした需用者は、速やかに再生水管と再生水給水設備を切り離さなければならない。この場合において、当該工事は、福岡市水道給水条例(平成 12 年福岡市条例第 27 号)第 2 条第 3 号の指定給水装置工事事業者に施工させなければならない。

3 前項の工事に係る費用は、当該需用者の負担とする。

(措置命令等)

第 14 条 条例第 6 条第 3 項及び第 10 条第 3 項並びにこの規則第 10 条第 4 項の規定による命令は、措置命令書(様式第 12 号)を交付して行うものとする。

2 条例第 18 条第 4 項の規定による措置の指示は、措置指示書(様式第 13 号)を交付して行うものとする。

(職員の証明書の様式)

第 15 条 条例第 16 条第 2 項の証明書の様式は、別記様式第 14 号によるものとする。

(メ - タ - の亡失、き損等の届出)

第 16 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、再生水メ - タ - 亡失・き損等届(様式第 15 号)により行わなければならない。

(特別な場合の料金の算定方法)

第 17 条 条例第 22 条第 2 項に規定する場合における料金は、同項の規定による計量に係る再生水の利用日数が 30 日以下である場合は 1 か月分として、再生水の利用日数が 30 日を超える場合は 2 か月分として算出する。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、下水道局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

(福岡市節水推進条例施行規則の一部改正)

2 福岡市節水推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号ウ中「運転水量」を「個別循環型雑用水道及び非循環型雑用水道の雑用水給水管にあっては、運転水量」に改める。